

## 第 19 回原子力損害賠償制度専門部会に対する意見

平成 30 年 1 月 22 日

福井県知事 西川 一誠

- これまでの部会において、国は、原子力を国策として推進し、重要なベースロード電源として原子力を活用することを閣議決定しており、原子力損害賠償制度においても国が最終的に全責任を持つ仕組みとする必要があると申し上げてきた。
- 国が電力システム改革を進め、地域独占・総括原価方式という制度的な担保がなくなるという経営環境が変化する中、原子力損害賠償制度に対する国の責務を明確にせず、これまでと同様に原子力事業者だけが賠償の責務を負うということでは、国の政策に沿って事業者が原子力事業を支えられなくなる恐れがある。
- 原子力政策を進めるには、国、事業者、地元の信頼関係が何より大切である。万が一の事故の場合、「万全の被害者救済や迅速かつ適切な賠償」が担保されるよう、国の責務について原子力損害賠償法に明確に規定すべきであり、そのことが、立地地域をはじめ国民全体の原子力に対する信頼や理解につながる。
- なお、今回の素案は、記載内容が専門的であり、かつ文章量も多いため、素案のとおり現行制度を維持あるいは見直した場合、現在の原子力政策にどのような影響を及ぼすのか、国民には非常に分かりづらい。原子力損害賠償に対する国民の理解を得ていくためには、よりわかりやすい記載に努める必要がある。

公務のため会議に出席できないので、上記のとおり意見を提出します。